

令和元年第2回

岐阜県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

令和元年8月26日 開会

令和元年8月26日 閉会

岐阜県後期高齢者医療広域連合議会

令和元年第2回岐阜県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録目次

8月26日（月曜日） 第2号

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	2
説明のため出席した者	2
職務のため出席した事務局職員	2
開会	3
議席の指定	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	4
議長の選挙	4
議長あいさつ	4
副議長の選挙	5
副議長あいさつ	5
報第1号から議案第8号まで3件上程、説明、採決	5
閉会	9

議 事 日 程

令和元年8月26日（月曜日） 午後1時30分開議

- 第1 議席の指定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 会期の決定
- 第4 議長の選挙
- 第5 副議長の選挙
- 第6 報第1号 専決処分の報告について（岐阜県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について）
- 第7 議案第7号 令和元年度岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 第8 議案第8号 平成30年度岐阜県後期高齢者医療広域連合一般会計及び後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

◎本日の会議に付した事件

- 日程第1 議席の指定
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 議長の選挙
- 日程第5 副議長の選挙
- 日程第6 報第1号 専決処分の報告について（岐阜県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について）
- 日程第7 議案第7号 令和元年度岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第8 議案第8号 平成30年度岐阜県後期高齢者医療広域連合一般会計及び後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

出席議員（43人）

1番	浅井文彦君	5番	日比野芳幸君
2番	大野一生君	6番	國島芳明君
3番	谷藤錦司君	8番	尾関健治君
4番	広瀬幹夫君	11番	古田豊君

12番	勝	康	弘	君	32番	谷	村	成	基	君
13番	熊	隆	男	君	33番	木	野	隆	之	君
14番	松	井	聰	君	34番	堀			正	君
15番	小	坂	喬	君	35番	富	田	和	弘	君
16番	伊	藤	誠	君	36番	武	藤	貞	雄	君
17番	加	藤	淳	君	37番	井	上	保	子	君
18番	浅	野	健	君	38番	岡	崎	和	夫	君
20番	林		宏	君	39番	戸	部	哲	哉	君
21番	森		和	君	40番	三	品	智	裕	君
22番	都	築	淳	君	41番	竹	内	浩	一	君
23番	藤	原		君	42番	板	津	德	次	君
24番	日	置	敏	君	43番	佐	藤	光	宏	君
25番	服	部	秀	君	44番	井	戸	敬	二	君
26番	松	永	清	君	45番	金	子	政	則	君
27番	松	原	秀	君	46番	横	家	敏	昭	君
28番	古	田	聖	君	47番	今	井	俊	郎	君
30番	早	野	博	君	48番	渡	邊	公	夫	君
31番	西	脇	康	君						

欠席議員 (6人)

7番	古	川	雅	典	君	19番	富	田	成	輝	君
9番	青	山	節	児	君	29番	大	橋		孝	君
10番	柴	田	徳	美	君	49番	成	原		茂	君

説明のため出席した者

広域連合長	柴	橋	正	直	君	事務局長	市	岡	三	明	君	
副広域連合長	小	川		敏	君	会計管理者兼会計課長	吉	田	敏	蔵	君	
副広域連合長	武	藤	鉄	弘	君	総務課長	進	藤	達	彦	君	
副広域連合長	水	野	光	二	君	資格電算課長	中	川	信	行	君	
副広域連合長	宇	佐	美	晃	三	君	給付課長	村	井		功	君
副広域連合長	柴	山	佳	也	君							

職務のため出席した事務局職員

書記長	青	山	浩	美	書記	安	田	延	弘
-----	---	---	---	---	----	---	---	---	---

○書記長 定刻となりましたので、ただいまから令和元年第2回岐阜県後期高齢者医療広域連合議会定例会が開催されるわけですが、現在議長及び副議長が欠けておりますので議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によりまして、年長議員が臨時に議長の職務を行っていただくことになっております。本日御出席議員の中では、日置敏明議員が最年長でございますので、御紹介申し上げます。日置議員には議長席へお着きいただきますよう、よろしくお願いたします。

〔日置議員 議長席 着席〕

開 会

午後1時30分 開 会

○臨時議長（日置敏明君） ただいま御紹介を受けました日置敏明でございます。地方自治法第107条の規定によりまして、これより臨時に議長の職務を行います。よろしくお願いたします。

それでは定足数に達しておりますので、ただいまから、令和元年第二回岐阜県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会します。

開 議

○臨時議長（日置敏明君） これより本日の会議を開きます。
本日の日程は、お手元に配付したとおりであります。

第1 議席の指定

○臨時議長（日置敏明君） 日程第1、議席の指定を議題といたします。

今回当選されました議員の議席は、会議規則第4条第2項の規定により、私において、2番 大野一生君、3番 谷藤錦司君、5番 日比野芳幸君、7番 古川雅典君、11番 古田豊君、13番 熊谷隆男君、17番 加藤淳司君、20番 林宏優君、21番 森和之君、28番 古田聖人君、30番 早野博文君、33番 木野隆之君、34番 堀正君、37番 井上保子君、38番 岡崎和夫君、41番 竹内浩一君、48番 渡邊公夫君、49番 成原茂君、以上のとおり指定します。

第2 会議録署名議員の指名

○臨時議長（日置敏明君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第75条の規定により、私において、6番 國島芳明君、31番 西脇康世君の両君を指名します。

第3 会期の決定

○臨時議長（日置敏明君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日1日間と定めたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（日置敏明君） 御異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日1日間と決しました。

第4 議長の選挙

○臨時議長（日置敏明君） 日程第4、議長の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によることとし、私において指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（日置敏明君） 御異議なしと認めます。よって、私より指名いたします。

議長には、大野一生君を指名します。ただいまの指名に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（日置敏明君） 御異議なしと認めます。よって、大野一生君が議長に当選されました。ただいま当選されました大野一生君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

議長からごあいさつがあります。2番大野一生君。

〔大野一生君登壇〕

○2番（大野一生君） ただいま議長にご推挙いただきました岐阜市議会議長の私で大野一生でございます。

皆様のご協力を賜りながら円滑な議会運営に努めてまいりたいと思いますので、よろしくご協

力のほどお願い申し上げます。

(拍手)

○臨時議長（日置敏明君） 大野議長、議長席にお着き願います。私はこれにて臨時議長の職を終わらせていただきます。ありがとうございます。

(拍手)

〔臨時議長退席、議長着席〕

第5 副議長の選挙

○議長（大野一生君） 日程第5、副議長の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によることとし、議長において指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大野一生君） 御異議なしと認めます。よって、議長より指名いたします。

副議長には、井上保子君を指名します。ただいまの指名に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大野一生君） 御異議なしと認めます。よって、井上保子君が副議長に当選されました。ただいま当選されました井上保子君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

副議長からごあいさつがあります。37番井上保子君。

〔井上保子君登壇〕

○37番（井上保子君） ただいま岐阜県後期高齢者医療広域連合議会副議長にご推挙いただきました井上保子でございます。円滑な議会運営のため議長の補佐役として、誠実に任務にあたらせていただきたいと思います。

どうか皆様のご指導、ご鞭撻を心よりお願い申し上げまして、ごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

(拍手)

第6 報第1号から議案第8号まで

○議長（大野一生君） 日程第6、報第1号から日程第8、議案第8号まで、以上3件を一括して議題とします。

これら3件に対する提出者の説明を求めます。広域連合長、柴橋正直君。

〔柴橋正直君登壇〕

○広域連合長（柴橋正直君） 令和元年第2回岐阜県後期高齢者医療広域連合議会定例会が開催されるにあたり、議員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、御出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、議員の皆様並びに関係市町村の皆様方には、日頃より後期高齢者医療制度の円滑な運営に対し、多大な御尽力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、今年5月1日の改元により令和という新たな時代が始まっており、期待に胸を膨らませているところであります。顧みますと、平成の時代は、度重なる自然災害、デフレ不況、人口減少社会の顕在化など様々な課題を抱える時代でもありました。新しい時代は、人生100年時代とも言われる長寿社会において、住民の皆様ができる限りいつまでも元気で安心して暮らせる社会の実現に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

それでは、提案説明に先立ちまして、諸般の情勢等について申し上げます。去る6月18日に内閣府が発表いたしました令和元年版高齢社会白書によりますと、総人口約1億2,644万人に占める65歳以上人口の割合、いわゆる高齢化率は28.1%、であります。

また、後期高齢者である75歳以上の人口は約1,798万人で総人口に占める割合は14.2%となっております。

本広域連合の被保険者数も制度発足時の約23万3千人から本年3月末現在では30万4,681人と3割ほど増加しております。

一方、医療費の動向であります。厚生労働省の発表によりますと平成29年度医療費の総額は、約4兆2千億円、その内、後期高齢者医療費は約1兆6千億円でありまして、国民医療費総額の37.9%に達しております。

このような中、本年5月22日に公布された「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」において、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の関連規定が盛り込まれ、来年4月1日からの施行に向けた準備が、厚生労働省で進められております。

今般、導入しようとする一体的実施は、後期高齢者を含む高齢者に対し、保健師・管理栄養士等の医療専門職を活用した保健事業と介護予防事業等を地域の実情に応じて一体的に展開することで、疾病予防と介護予防の両方のニーズに対応しようとするものであります。

具体的には、定期的開催されるサロンや運動教室などの通いの場等を活用した医療専門職による健康相談・健康教室などの実施を広域連合が市町村に委託する形で進めることが想定されておりますが、詳細な保健事業の指針や支援メニューのガイドライン等が今年10月に改正される予定でありますことからそれに向け、必要な体制の整備や具体的な事業内容の検討を行うよう事務局に指示したところであります。

また、去る6月12日に東京で開催されました全国後期高齢者医療広域連合協議会に出席をい

たしました。会議では、先に申し上げました保健事業と介護予防の一体的な実施に欠かせない指針・ガイドライン等を早期に示されるとともに、後期高齢者医療制度の安定的存続に向けての人員確保や財政支援等のきめ細やかな対応を行うことなど、8項目にわたる事項において、厚生労働大臣あてに要望されたところでもあります。とりわけ、本後期高齢者医療制度がいわゆる現役世代からの支援金に大きく依存している現状に鑑み、窓口負担のあり方につきましては世代間の負担の公平性や制度の持続性確保の観点からの検討が必要であると感じているところであります。

いずれにいたしましても、今後も引き続き、現場からの意見を国に伝えていくとともに構成市町村と協力・連携し、被保険者の方に寄り添った後期高齢者医療制度の円滑な運営に努めていきたいと思っておりますので、議員各位のご支援をよろしくお願い申し上げたいと思っております。

それでは、今期定例会に提案をいたしました諸議案につきまして、その概要を、一括して御説明申し上げます。

報第1号は、去る3月22日に専決処分いたしました「岐阜県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」の制定につきまして、御報告し、承認を求めます。

これは、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、正規の勤務時間以外の時間における勤務に関する事項を定め、長時間労働の是正を図るため、所要の改正を行ったものであります。

議案第7号は、「令和元年度岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)」であります。

今回の特別会計補正予算は、平成30年度分の療養給付費等の精算を行うもので、歳入歳出それぞれ50億2,464万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を2,628億2,829万1千円とするものであります。

それでは、歳入補正予算の概要を御説明申し上げます。市町村支出金におきましては、療養給付費負担金の過年度精算分として1億2,457万8千円を計上いたしました。国庫支出金におきましては、国において、令和元年度の後期高齢者医療制度事業費補助金交付要綱及び特別調整交付金の交付基準が見直され国の財政措置が変更となりましたので特別調整交付金を486万3千円増額し、医療費適正化等推進事業費補助金を486万3千円減額いたしました。また、精算に必要な財源として平成30年度からの繰越金49億6万9千円を計上いたしました。

続きまして、歳出補正予算の概要を御説明申し上げます。平成30年度分の療養給付費等の精算に伴う償還金として、市町村に対し5億8,324万2千円、国に対し32億4,177万6千円、県に対し1億3,236万2千円、支払基金に対し10億6,726万7千円、合計50億2,464万7千円を計上いたしました。

続きまして議案第8号は、「平成30年度岐阜県後期高齢者医療広域連合一般会計及び後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」であります。

初めに、平成30年度の一般会計決算につきまして、御説明申し上げます。歳入合計は、2億5,429万6,830円、歳出合計は、2億4,455万9,338円、歳入歳出差引残額は、973万7,492円となりました。

歳入の主なものといたしましては、市町村負担金が2億3,637万980円、前年度決算剰余金による繰越金が1,613万3,294円となりました。

歳出の主なものとしたしましては、総務費におきまして、市町村派遣職員の人件費負担金2億731万6,851円を支出いたしました。

次に、平成30年度の後期高齢者医療特別会計決算につきまして、御説明申し上げます。歳入合計は、2,571億9,343万4,591円、歳出合計は、2,473億239万8,283円、歳入歳出差引残額は、98億9,103万6,308円となりました。

歳入の主なものとしたしましては、市町村支出金として、各市町村から納付される保険料負担金、療養給付費の定率負担金や保健事業費の負担金などで427億9,311万6,587円を収入いたしました。国や県からの支出金として、療養給付費や高額医療費の定率負担金などで、国から829億7,050万8,158円、県から201億345万8,433円を収入いたしました。支払基金交付金としたしましては、現役世代からの支援金986億740万2千円を収入いたしました。

また、前年度決算剰余金による繰越金として、119億6,523万3,746円を収入いたしました。

歳出の主なものとしたしましては、総務費におきまして、レセプトの管理や点検業務、電算処理業務に係る経費など5億5,758万8,551円を支出いたしました。保険給付費におきましては、療養給付費を2,265億6,736万4,017円、療養費を24億1,436万6,517円、高額療養費を90億3,291万3,236円、高額介護合算療養費を2億762万2,491円、葬祭費を8億6,985万円を支出いたしました。審査支払手数料及び葬祭費を除く医療給付費は、2,382億2,226万6,261円となり、前年度と比べ1.7%、約40億円の増加となりました。これは、1人当たりの医療給付費が0.7%減少した一方で被保険者数が2.7%増加したことによるものであります。

保健事業費におきましては、健康診査費としてぎふ・すこやか健康診査業務委託料を6億5,188万5,337円、ぎふ・さわやか口腔健康診査業務委託料を7,391万1,332円それぞれ支出いたしました。

受診率につきましては、ぎふ・すこやか健康診査は、平成29年度の21.8%から22.5%と増加いたしました。また、ぎふ・さわやか口腔健康診査は、平成29年度の5.2%から5.3%となり、こちらも前年度を上回っております。

その他保健事業として、医療費の適正化を目的とした医療費通知書や後発医薬品利用差額通知書の作成等に係る委託料743万1,215円を支出いたしました。諸支出金におきましては、平成29年度分の療養給付費負担金及び保健事業費負担金等の精算に伴い、国や県、市町村、支払基金への償還金61億7,566万2,419円を支出いたしました。

なお、決算成果説明書並びに監査委員の審査意見書を添付しておりますので、御参照いただきたいと思います。

以上、今期定例会に提案をいたしました議案について、御説明を申し上げます。

今後とも各市町村と十分に協議、連携を図りながら制度の円滑な運営に努めてまいりますので、よろしく御審議の上、適切なる御決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大野一生君） これら3件に対する質疑の通告はありません。

これら3件に対する討論の通告はありません。

これより、採決を行います。

まず、報第1号を採決します。

お諮りします。本件について、これを承認するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大野一生君） 御異議なしと認めます。よって、本件については、これを承認することに決しました。

次に、議案第7号を採決します。

お諮りします。本件については、これを原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大野一生君） 御異議なしと認めます。よって、本件については、原案のとおり決しました。

次に、議案第8号を採決します。

お諮りします。本件については、これを原案のとおり認定するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大野一生君） 御異議なしと認めます。よって、本件については、原案のとおり認定するに決しました。

閉 議 閉 会

○議長（大野一生君） 以上で今期定例会に付議されました事件は、すべて議了しました。よって、本日の会議はこれで閉じ、令和元年第2回岐阜県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会します。

午後1時53分 閉 会

以上、会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

岐阜県後期高齢者医療広域連合議会臨時議長

日置敏明

岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議長

大野一生

岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員

岡島芳明

岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員

西脇康世